

# 平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年7月

担当部局名: 雇用均等・児童家庭局

<p>施策名</p>	<p>児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標 4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること</p> <p>(VI-4-1)</p>
<p>施策の概要</p>	<p>児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、自立を促すため、虐待の「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実させる。併せて、配偶者による暴力被害者の適切な保護及び自立に向けた支援のため、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設における相談・保護の充実化を図る。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【現状分析（施策の必要性）】</b></p> <p>児童虐待への対応については、平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）」が施行され、その後平成16年には児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われ、制度的な対応について充実が図られてきたところである。しかしながら、子どもの生命が奪われるなど、重大な児童虐待事件が跡を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、平成20年度には児童虐待防止法制定直前の約3.7倍に当たる42,662（速報値）件となるなど、早急に取り組むべき社会全体の課題となっている。平成19年には、児童の安全確認等のための立ち入り調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者が指導に従わない場合の措置の明確化等を主な内容とした再度の法改正が行われ、平成20年4月に施行された。さらに、平成20年11月、新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭の環境における養育の充実等の措置を講ずる「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、大部分が平成21年4月に施行されたところであり、虐待を受けた子どもたちへの支援を引き続き充実させることが必要である。</p> <p>また、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）の問題については、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV法」という。）」が成立し、同法において、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設において、DV被害の相談・保護を行うこととされた。その後、平成16年12月と平成19年7月にDV法が改正され、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、被害者の自立支援の明確化、市町村の役割強化が盛り込まれ、支援の充実を図ってきたところである。しかしながら、婦人相談所における夫等の暴力の相談件数は、平成13年度13,071件（19.2%）から平成19年度23,758件（30.7%）と増加しており、依然として早急に取り組むべき課題となっている。</p> <p><b>【有効性の観点】</b></p> <p>児童相談所における24時間365日体制確保などの児童相談所の体制強化や、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数の増加による施設の小規模化も進んでいるところであり、子どもの生命に関わるような緊急時への対応や、保護した後のきめ細やかな対応ができる体制の整備が進展していると認められ、児童虐待の「発生予防」、「早期発見・早期対応」、子どもの「保護・自立支援」に有効であると評価できる。また、「婦人相談所及び婦人相談員における配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数」の増加は、DV被害者への支援体制強化への取組に一定の成果を示すものである。</p> <p><b>【効率性の観点】</b></p> <p>児童相談所における24時間365日体制確保において、地域の実情に応じて必要な協力員の配置や代替職員の確保ができるなど柔軟な対応が可能となっており、効率的であると認められる。</p> <p>小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置については、虐待を受けた子どもがより家庭的な環境で個別的な対応を受けやすくなるよう、平成20年6月に設置要件等を緩和したところであり、効率的であると認められる。</p> <p>また、婦人相談員の配置箇所数、配置数が年々増加しているが、「婦人相談所及び婦人相談員における配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数」も増加していることから、DV被害者に対する支援が効率的に実施されていると評価できる。</p> <p><b>【総合的な評価】</b></p> <p>児童相談所における24時間365日体制が児童相談所を設置するすべての自治体で確保されている。しかしながら、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加し続けていることから、児童相談における相談体制を維持・促進するために継続して実施する必要がある。</p> <p>子どもの「保護・自立支援」については、児童虐待相談対応件数の増加等を踏まえると、今後とも、施設の小規模化や心理療法的担当職員の配置の推進等により、児童の実情に応じたきめ細かなケアを行う体制を整備していく必要がある。</p> <p>DV被害者支援における相談体制の整備は、家庭内に潜在するDV事案の顕在化を図る上で大変重要であるこ</p>	

とから、「婦人相談所及び婦人相談員における配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数」が増加していることは、DV被害者への支援体制の充実が図られているものと評価できる。一方、保護・自立支援体制の充実を図るため行った、婦人保護施設における心理療法担当所員の常勤化等の補助事業の取組が進んでいないことから、今後、事業の普及・定着に向け、実施主体である各都道府県等と調整を図っていく必要がある。

【評価結果の分類】

- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
- ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
  - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
  - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
  - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

(理由)  
全体として、児童虐待やDVへの支援体制の充実といった施策目標の達成に向けて取組が進展してきているが、一方で都道府県によって取組の差があるなど、現在の施策を全国的により一層推進していく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H16	H17	H18	H19	H20
※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準）						
1	24時間365日体制が確保されている児童相談所を設置している都道府県・市割合（単位：％） （100％/平成21年度）	—	100 【—】	100 【—】	100 【—】	100 【—】
2	小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数 （単位：か所） （845か所/平成21年度）	280 【—】	375 【—】	440 【—】	503 【—】	617 【—】
3	配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数 （単位：件） （前年度以上/毎年度）	20,119 【105.3 ％】	21,125 【105.0 ％】	22,315 【105.6 ％】	23,758 【106.5 ％】	集計中 【 ％】
（調査名・資料出所、備考） ・指標1は、雇用均等・児童家庭局総務課の調べによる。平成16年度の数値は、事業が平成17年度開始のため、記載できない。 ・指標2は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。 ・指標3は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の「婦人保護事業実施状況報告」による。平成20年度の数値は21年10月確定予定。						

関係する施政方針演説等閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	男女共同参画基本計画（第2次）（閣議決定）	平成17年12月27日	多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実 ○児童虐待への取組の推進
	子ども・子育て応援プラン（少子化社会対策会議決定）	平成16年12月24日	虐待防止ネットワークを平成21年度までに全市町村で設置 ・乳児健診未受診児など生後4か月までの全乳児の状況把握を平成21年度までに全市町村で実施 ・育児支援家庭訪問事業を全市町村で実施 ・児童相談所の夜間対応等の体制整備を平成21年度までに全都道府県・指定都市で実施 ・児童家庭支援センターを平成21年度までに100か所整備
	新しい少子化対策について（少子化社会対策会議決定）	平成18年6月20日	（1）子育て支援策 ⑦子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築 （3）その他重要な施策 ④児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「児童相談所、警察、学校、NPOなどが連携して、子どもを虐待から守る地域ネットワークの市町村への設置を進めます」、「配偶者からの暴力や母子家庭など、困難な状況に置かれている女性に対し、行き届いたケアや自立支援を進めます」